

盛岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更（盛岡市決定）

 : 変更箇所を示す

新旧対照表

変更前							変更後									
名称			中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業				名称			中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業						
面積			約 0.8ha				面積			約 0.8ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員（全幅員）	延長	備考	公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員（全幅員）	延長	備考			
		幹線道路	3・3・6 向中野安倍館線	約 9.5m (約 19m)	約 100m	都市計画 道路整備 済み			幹線道路	3・3・6 向中野安倍館線	約 9.5m (約 19m)	約 100m	都市計画 道路整備 済み			
		区画道路	市道中ノ橋通一 丁目 1 号線	約 4.3m (約 8.6m)	約 100m	既存市道 整備済み			区画道路	市道中ノ橋通一 丁目 1 号線	約 4.3m (約 8.6m)	約 100m	既存市道 整備済み			
			市道中ノ橋通一 丁目 2 号線	約 3.0m (約 6.0m)	約 110m	拡幅				市道中ノ橋通一 丁目 2 号線	約 3.0m (約 6.0m)	約 110m	拡幅			
			市道中ノ橋通一 丁目 3 号線	約 2.5m (約 5m)	約 50m	既存市道 整備済み				市道中ノ橋通一 丁目 3 号線	約 2.5m (約 5m)	約 50m	既存市道 整備済み			
			市道中ノ橋通一 丁目八幡町線	約 4.4m (約 8.8m)	約 30m	既存市道 整備済み				市道中ノ橋通一 丁目八幡町線	約 4.4m (約 8.8m)	約 30m	既存市道 整備済み			
		公園及び緑地	種別	名称	面積	備考			公園及び緑地	種別	名称	面積	備考			
		—	—	—	—	—				—	—	—	—			
下水道			公共下水道整備済み				下水道			公共下水道整備済み						
その他公共施設			名称	面積	備考		その他公共施設			名称	面積	備考				

建築物の整備に関する計画									
	街区	建築物		敷地面積に対する		主要用途			
		建築面積	延べ面積 (容積率対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合				
	西街区	約 4,100 m ²	約 15,000 m ² (約 12,000 m ²)	約 9／10	約 26／10	商業・業務施設、駐車場			
	東街区	約 950 m ²	約 9,900 m ² (約 8,100 m ²)	約 6／10	約 55／10	住宅、駐車場、商業施設			
	備考								
	<p>●高度利用地区の制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（最低限度） 60/10 以下 (20/10 以上) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 以下 <p>ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1／10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては、2／10 を加えた数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の建築面積の最低限度 200 m²以上 壁面の位置の限度 <p>3・3・6 向中野安倍館線から 2.0m 市道中ノ橋通一丁目 2 号線から 2.0m</p>								
	建築敷地の整備に関する計画	街区	建築敷地面積	整備計画					
	西街区	約 4,700 m ²	壁面後退を行い、快適な歩行者空間を確保する						
	東街区	約 1,500 m ²							
住宅建設の目標		戸 数	備 考						
		約 80 戸							

建築物の整備に関する計画									
	街区	建築物		敷地面積に対する		主要用途			
		建築面積	延べ面積 (容積率対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合				
	西街区	約 4,100 m ²	約 15,000 m ² (約 12,000 m ²)	約 9／10	約 26／10	商業・業務施設、駐車場			
	東街区	約 1,100 m ²	約 8,600 m ² (約 8,600 m ²)	約 7／10	約 58／10	商業・業務施設、駐車場			
	備考								
	<p>●高度利用地区の制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（最低限度） 60/10 以下 (20/10 以上) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 以下 <p>ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1／10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては、2／10 を加えた数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の建築面積の最低限度 200 m²以上 壁面の位置の限度 <p>3・3・6 向中野安倍館線から 2.0m 市道中ノ橋通一丁目 2 号線から 2.0m</p>								
	建築敷地の整備に関する計画	街区	建築敷地面積	整備計画					
	西街区	約 4,700 m ²	壁面後退を行い、快適な歩行者空間を確保する						
	東街区	約 1,500 m ²							
住宅建設の目標			戸 数	備 考					
			約 80 戸						